【I-1 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価 -①】

# ① 地域の救急医療体制における重要な機能を担う 医療機関に対する評価の新設

## 第1 基本的な考え方

地域医療の確保を図る観点から、過酷な勤務環境となっている、地域の救急医療体制における重要な機能を担う医療機関について新たな評価を行う。

## 第2 具体的な内容

地域の救急医療体制において一定の実績を有する医療機関について、 適切な労務管理等を実施することを前提として、入院医療の提供に係る 評価を新設する。

## (新) 地域医療体制確保加算 520点

## [算定要件]

(1) 救急医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、地域医療体制確保加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

## [施設基準]

(1) A 1 0 0 一般病棟入院基本料(地域一般入院基本料を除く。)、A 1 0 2 結核病棟入院基本料(7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)、A 1 0 3 精神病棟入院基本料(10対1入院基本料に限る。)、A 1 0 4 特定機能病院入院基本料(7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)、A 1 0 5 専門病院入院基本料(7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)、A 3 0 0 救命救急入院料、A 3 0 1 特定集中治療室管理料、A 3 0 1 - 2 ハイケアユニット入院医療管理料、A 3 0 1 - 3 脳卒中ケアユニッ

ト入院医療管理料、A301-4小児特定集中治療室管理料、A302新生児特定集中治療室管理料、A303総合周産期特定集中治療室管理料、A303-2新生児治療回復室入院医療管理料、A305-類感染症患者入院医療管理料、A307小児入院医療管理料(小児入院医療管理料5を除く。)A311精神科救急入院料又はA311-3精神科救急・合併症入院料を算定する病棟であること。

- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上であること。
- (3) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。
  - ① 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
  - ② 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握していること。
  - ③ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
  - ④ ③の計画は、現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
  - ⑤ ③の計画の作成に当たっては、次に掲げるアーキの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。
    - ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容(例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など)
    - イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
    - ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間 の確保(勤務間インターバル)
    - エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
    - オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
    - カ 交替勤務制・複数主治医制の実施

- キ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条 の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- ⑥ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を 当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

#### 【参考】

- ※ 救急病院等における勤務医の働き方改革への特例的な対応について
  - 〇 令和2年度の診療報酬改定においては、過酷な勤務環境となっている救急医療体制における重要な機能を担う医療機関(具体的には年間救急車等受入2,000台以上)について、地域医療の確保を図る観点から評価を行うことを検討。
  - 一方、地域医療介護総合確保基金においては、診療報酬の対象とならない医療機関(B水準相当)を対象として、地域医療に特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関について、 医師の労働時間短縮のための体制整備に関する支援を行う。